

千葉県自然公園施設等 指定管理者審査基準

【必須項目の審査】18点満点

・「1点」を標準とし、優れたものについては、加点。各項目とも3点満点。

・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点		確認事項
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3	18	事業計画書
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3		
		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か	3		
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3		
		要配慮者への対応は適切か	3		
個人情報等の取扱は適正か	個人情報・データ保護の取組	個人情報・データ保護のための適切な措置が取られているか	3		

【一般項目の審査】100点満点

・外部有識者の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点		確認事項	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第3条第2号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	5	15	事業計画書 サービスの向上 コスト縮減の取組	
		利用者増加への取組内容は適切か	5			
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	5			
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容は適切か	5	14		40
		募集要項に示した内容への提案は適切か	3			
		自主事業の提案は、公の施設のサービス向上に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか	3			
		全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか	3			
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	3	11		
		施設管理、安全管理は適切か	5			
		維持管理は効率的に計画されているか	3			
	管理に係る経費の縮減効果 (又は収益性の確保)	経費の縮減等は見込まれるか	20			最低提案額を満点(20点)とし、最低提案額から参考金額の1%相当分上がるごとに1点ずつ減点し最低点数は0点とする(1%未満は四捨五入とする)。
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。 (指定手続条例第3条第3号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性が図られているか	5	8	事業計画書 収支計画 職員配置計画 従業員雇用計画 会社概要 会社定款 法人の登記事項証明書 財務諸表 登録証明書等 経営実績 地域への貢献	
		収支計画の実現可能性はあるか	3			
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か	5	11		
		職員採用、確保の方策は適切か	3			
		職員の指導育成、研修体制は十分か	3			
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	団体の財務状況は健全か	5	13		
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3			
	類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	5			
	地域への貢献	物品・役務の調達における地元事業者への発注、県産品の購入・使用などは提案されているか	3	8		8
		地域の美化活動、防犯・防災活動などは提案されているか	5			

千葉県自然公園施設等 指定管理者審査基準
【グループ応募に係る団体審査基準】

・各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	確認事項
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。(指定手続条例第3条第3号)	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10	グループ(共同体)応募届 グループ(共同体)構成団体業務分担表 グループ(共同体)協定書
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10	
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10	
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	

※審査を行う5項目はいずれも必要な視点であり、1項目でも5点未満があれば欠格。

※審査を行う5項目のうち、例えば1項目で5点があっても、他項目における高得点でフォローでき、総合的に適格理由が確保できれば可
⇒ 総合35点以上